

労働安全衛生法に基づく健康診断を実施しましょう

事業者は、労働安全衛生法第66条に基づき、労働者に対して、医師による健康診断を実施しなければなりません。また、労働者は、事業者が行う健康診断を受けなければなりません。

◆健康診断の種類◆

事業者に実施が義務付けられている健康診断には、以下のものがあります。

	健康診断の種類	対象となる労働者	実施時期	監督署への報告	個人票の保存期間
一般健康診断	雇入時の健康診断(安衛則第43条)	常時使用する労働者	雇入れの際	必要なし	5年
	定期健康診断(安衛則第44条)	常時使用する労働者	1年以内ごとに1回	常時使用する労働者が50人以上の場合には必要	5年
	特定業務従事者の健康診断(安衛則第45条)	労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務に常時従事する労働者	左記の業務への配置替えの際、6ヶ月以内ごとに1回		5年
	海外派遣労働者の健康診断(安衛則第45条の2)	海外に6ヶ月以上派遣する労働者	海外に6ヶ月以上派遣する際、帰国後行に就かせる際	必要なし	5年
	給食受持者の検便(安衛則第47条)	事業に附属する食堂または炊事場における業務に従事する労働者	雇入れの際、配置替えの際	必要なし	5年
特殊健康診断	有機溶剤健康診断(有機則第29条)	屋内作業場等における有機溶剤取扱い業務に常時従事する労働者	雇入れ時、配置替えの際及び6月以内ごと	必要	5年
	鉛健康診断(鉛則第53条)	鉛取扱い業務に常時従事する労働者	雇入れ時、配置替えの際及び6月以内ごと	必要	5年
	四アルキル鉛健康診断(四鉛則第22条)	四アルキル鉛取扱い業務に常時従事する労働者	雇入れ時、配置替えの際及び6月以内ごと	必要	5年
	特定化学物質健康診断(特化則第39条)	特定化学物質取扱い業務に常時従事する労働者	雇入れ時、配置替えの際及び特化則別表第3の中欄に掲げる期間以内ごと	必要	5年(特別管理物質については30年)
	高気圧業務健康診断(高圧則第38条)	高圧室内業務又は潜水業務に常時従事する労働者	雇入れ時、配置替えの際及び6月以内ごと	必要	5年
	電離放射線健康診断(電離則第56条)	放射線業務に常時従事する労働者で管理区域に立ち入る者	雇入れ時、配置替えの際及び6月以内ごと	必要	30年
	除染等電離放射線健康診断(除染則第20条)	除染等業務に常時従事する労働者	雇入れ時、配置替えの際及び6月以内ごと	必要	30年
	石綿健康診断(石綿則第40条)	石綿等の取扱い等に伴い石綿の粉じんを発生する場所における業務に常時従事する労働者及び過去に従事したことがある在籍労働者	雇入れ時、配置替えの際及び6月以内ごと	必要	40年
	じん肺健康診断(じん肺法第7条・第8条)	新たに常時粉じん作業に従事する労働者	就業の際	(注) 下記参照	7年
	常時粉じん作業に従事している労働者	管理区分1は3年以内ごと 管理区分2又は3は1年以内ごと			
	常時粉じん作業に従事させたことがあり、現在は粉じん作業以外の作業に従事	管理区分2は3年以内ごと 管理区分3は1年以内ごと			

(注)じん肺健康診断については、健康診断実施の有無にかかわらず、毎年12月末日現在の「じん肺健康管理実施状況報告」を翌年2月末日までに提出する必要があります。

※上記の健康診断の外、VDT作業、振動業務等、通達に基づく健康診断がありますが、実施に努め、実施した場合は「指導勧奨による特殊健康診断結果報告書」を所轄の労働基準監督署に提出してください。

※各種の健康診断結果報告書の用紙は、厚生労働省のホームページからダウンロードするか、最寄りの労働基準監督署で入手できます。